

新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の公表についてのQA

No	質問	回答
1	なぜ新たな区域指定のための調査を行うのですか？	全国的に、土砂災害警戒区域が指定されていない箇所においても、土砂災害が発生している状況を踏まえ、国は令和2年8月に「土砂災害防止対策基本指針」を変更し、「高精度な地形情報を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努める」とこととしました。 この変更を受けて、県は新たに土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出を行い、今後、区域指定に向けた現地調査に着手します。 ※現地調査の際は、当該地域にお住まいの方に事前にお知らせしたうえで、土地の立ち入りをすることがありますのでご協力をお願いします。
2	新たな調査箇所はどのようにして選んだのですか？	高精度地形図から、区域指定の基準を満たすと思われる土砂災害のおそれのある箇所を新たな調査箇所として抽出しました。 区域指定の基準は、県河川砂防課ホームページの「土砂災害警戒区域等について（許可・届出申請等）」をご確認ください。
3	新たな調査箇所はどのくらいあるのですか？	新たな調査箇所は、県内で3,784箇所あります。
4	新たな調査箇所はどこで確認できるのですか？	新たな調査箇所については、香川県河川砂防課ホームページの「新たな土砂災害が発生する おそれのある箇所」で確認できます。 また、令和8年4月1日より、「かがわ防災webポータル」より確認できます。
5	今後の調査はどこから行うのですか。	調査対象箇所にある要配慮者利用施設（学校、病院、老人ホームなど）や、人家戸数などの状況を踏まえ、順番に調査を進めます。
6	調査した箇所は必ず土砂災害警戒区域に指定されるのですか？	新たな調査箇所は、高精度地形図を用いて区域に指定する基準を満たす可能性がある箇所を抽出したものであり、今後、現地調査を行った結果、土砂災害警戒区域等の範囲が調査箇所として示している範囲と異なることや、指定基準を満たさず、区域指定を行わないことがあります。
7	「新たな土砂災害が発生する おそれのある箇所」での規制等がありますか？	公表時点での規制等はありません。 現地調査の結果、土砂災害警戒区域等に指定された場合に、規制等が発生します。 規制等の詳細は、県河川砂防課ホームページの「土砂災害警戒区域等について（許可・届出申請等）」をご確認ください。
8	新たな土砂災害が発生する おそれのある箇所の近くに住んでいますが、調査が行われるまでの間はこうしたらいでしょうか？ 調査の結果、区域外となった場合は安全と考えてよいですか？	警戒区域等に指定されていないことをもって、指定された区域より安全であるとはいえません。 防災気象情報の入手先や避難情報等を日頃から把握し、大雨時に土砂災害からの避難がスムーズに行えるよう、準備に努めてください。
9	土砂災害警戒区域等の指定により、資産価値が下がるのではないですか？	地価については、利便性や安全性、周辺環境など、諸条件を考慮した上、適正な水準として市場で評価されるものです。また、土砂災害防止法に基づく区域指定は、土砂災害の危険性を調査・評価し、結果を明らかにすることで、その土地が持つ危険性を明確にするものです。 土砂災害防止法は、土砂災害が発生した場合に危険が生ずる恐れがある危険な場所を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことにより、土砂災害から人命を守ることを目的とするものでありますのでご理解願います。
10	区域指定は拒否することができますか。	土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域の指定時に土地所有者およびそこに住んでいる住民の方の同意を求めるものではありません。 土砂災害は突発的に発生するものであり、発生予測が難しい自然災害となっております。土砂災害から県民のみなさまの生命及び身体を保護するために行政は、土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供しています。
11	土砂災害警戒区域等の指定に当たっては市町村長の意見を聴くこととなっていますが、意見の内容は何ですか。	土砂災害警戒区域等に指定された後、市町村に警戒避難体制の整備に係る事務（市町村地域防災計画への記載、ハザードマップ配布等による住民への周知等）が発生することから、これらの事務を円滑に行うため、指定に先立って市町村長の意見を聴取するものです。
12	新たな調査箇所の区域指定完了はいつごろになりますか。	調査対象箇所が約3800箇所と多いことから、すべての調査・指定完了までには、かなりの期間を要します。調査が完了した箇所は、速やかに公表するとともに、早期の区域指定に努めてまいります。